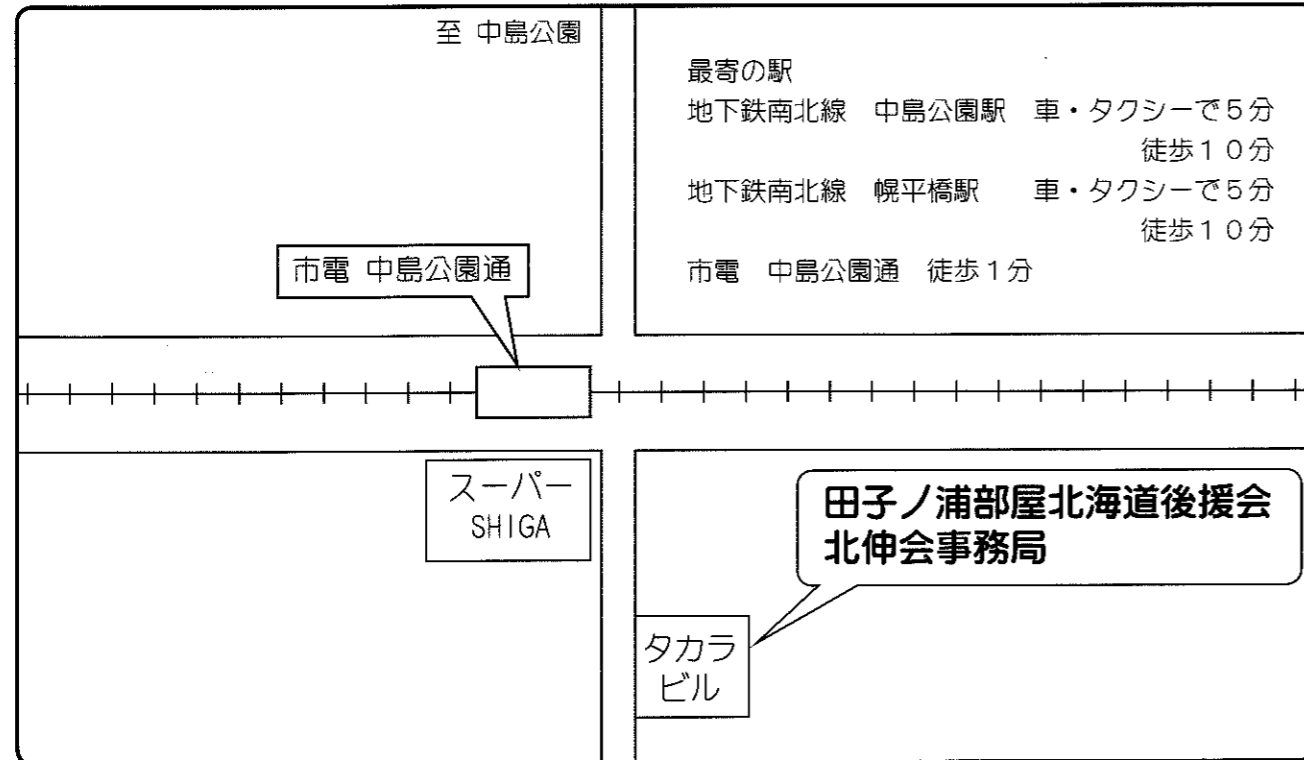


北伸会 入会のご案内

田子ノ浦部屋北海道後援会、北伸会は大相撲北海道巡業を本拠に、田子ノ浦部屋所属の力士の向上発展を後援本部と共に支援・協力するため運営しております。
皆様のご入会ご支援を心よりお待ちしております。

事務局

〒064-0811 北海道札幌市中央区南11条西7丁目1046番地7 タカラビル4階
株式会社 宝グループ内



会 則

田子ノ浦部屋北海道後援会
北伸会

田子ノ浦部屋北海道後援会 北伸会

北伸会 会則

第1条 名称

本会の名称は田子ノ浦部屋北海道後援会 北伸会（ほくしんかい）という
設立年月日 平成29年6月15日
所在地 札幌市中央区南11条西7丁目1046番地7タカラビル4階
株式会社宝グループ内

第2条 事務局

事務局は、札幌市中央区南11条西7丁目1046番地7タカラビル4階株式会社宝グループ内に設置する

第3条 目的

本会の目的は、田子ノ浦部屋と部屋に所属する力士を北海道巡業・東京場所その地域で物心両面から支援・激励し併せて交流を深めることを目的とする

第4条 活動内容

- ① 会員へ番付表の送付（全会員）
- ② 会員へ北海道巡業の案内、打上げ式の案内（特別会員・正会員）
- ③ カレンダーの送付（特別会員・正会員）
- ④ 各千秋楽の祝賀会への案内（特別会員）

第5条 役員会

- ① 本会は役員会を設置する
- ② 役員会は後援会会長、後援会副会長、一般役員若干名、事務局長

第6条 役員の任命と任期

- ① 後援会の役員はすべて名誉職とする
- ② 役員の任命は前期の役員会にて任命する
- ③ 役員の任期は毎年7月1日から翌々年6月30日の2年間とする

第7条 役員の業務

- ① 後援会の運営
- ② 後援会が開催する行事立案・決定及び実施
- ③ 田子ノ浦部屋への支援、交流内容の決定と実施

第8条 会計

- ① 本会の会計は事務局長が責任を持って管理運営する
- ② 本会の会費及び寄付金を以て運営する
- ③ 本会の会計は毎年7月1日から翌年6月30日迄とする
- ④ 本会に収められた会費及び寄付金は後援会の運営、行事等に関する経費、事務局の維持管理等の経費にあてる
- ⑤ 本会に納められた会費及び寄付金の一部を田子ノ浦部屋の支援にあてる

第9条 会員の入会

- ① 入会を希望する個人・法人は会の目的・会則に同意して所定の申込用紙に必要事項を記入し事務局へ申込みする
- ② 申込書を提出し会費の納入が完了したときに会員となる

第10条 入会資格

本会の入会資格は以下の通りとする

- ① 本会則に同意した個人及び法人であること
- ② 反社会的勢力及びその関係者でない個人、あるいはそのような団体にまったく関わり合いない法人であること

第11条 入会及び年会費

後援会の入会金と年会費は同一のものとする

- 特別会員 100,000円
正会員 50,000円
一般会員 10,000円

第12条 会費の取扱い

年会費は毎年6月1日迄に入金があったものを、7月1日から翌年6月30日迄の年会費として取り扱う

第13条 退会

本会の退会は退会届提出をもって退会とする。なお、理由の如何を問わず納付済みの年会費については返還しないものとする

第14条 会員資格の失効

本会は会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合、通告のうえ当該当該会員を退会させることができる

- ① 本会会則に違反したとき、又は本会の名誉・信用を著しく傷つけた場合
- ② 会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

第15条（役員）

本会設立時の役員は以下のとおりとする。

最高顧問	東原 俊郎
会長	山谷 宗克
副会長	安達 正純
理事長	柳田 和弥
本部長	吉野 豊

第16条 田子ノ浦部屋北海道後援会 北伸会 事務局

〒064-0811 北海道札幌市中央区南11条西7丁目1046番地7タカラビル4階
株式会社 宝グループ内 担当 山谷 明美

TEL 011-530-0177
FAX 011-530-0178